

# 8月19日 住民説明会での 原告代表の挨拶

(箕面市と小野原地区住民の共催による住民説明会での、矢野真崇子代表の挨拶をそのままここに掲載することとした。これまで6年間の住民運動における私たちの考え方や姿勢が分かりやすく集約されています。)

皆さん、暑い中、ご参加くださりまして、ありがとうございます。  
財産区に関わる裁判の経過と和解案については、弁護士の先生方からのご説明がありますが、なぜ、原告住民の私たちが、この裁判を起こすことになったかという背景と住民運動の概略を説明させていただきます。

まず、平成13年の6月に、小野原地区住民を対象にひらかれた工事説明会がありました。村の方たちは、市と相談して計画を立ててこられたのですが、私たちには内容は全く知らされていませんでした。ある程度、緑を残した宅地開発と思っていたものが、北千里公園の際まで緑を剥ぎ取る効率一辺倒の宅地造成だとわかりました。慣れ親しんできた小野原西の原風景を根こそぎ壊すのは忍びない、残せることが可能なら残してほしい、という思いが高じて、箕面市に対して、緑地が残るように事業見直しを求めました。

調査していくうちに、私たちの希望するものは、けっして荒唐無稽なものではなく、小野原東の開発に着手した翌年の昭和53年に、箕面市自らが、箕面市土地利用計画を審議したなかで、小野原西は緑で残すことが基本計画だったとわかりました。

平成2年の計画でも、現況の緑を残す方針でした。ただ、周りの状況が、それを許さなくなっています。小野原東がバブルの波で、公団が一億円住宅を売り出したように、土地価格が異常に高騰したあとでは、宅地化して所有地の価値を高めたいと思われる方が出て当然でしょう。

加えて、開発の情報を元に、民間ディベロッパーである阪急電鉄が土地を購入しはじめ、8%を占める大地主ともなれば、効率よく宅地化する方向になるのは、営利企業の地権者であれば当然のことだったと思います。

しかし、小野原西土地区画整理事業は、当初計画では、総事業費115億2千万円、うち国税12億円、市税49億円を投入する事業であり、市税としては市民一人当たり4万円の負担となる事業です。それならば、私たちにも緑を残せと要求する権利があると考えました。

箕面市は、工事着工寸前になってから工事説明会を開きましたが、事業計画についての説明は全くされませんでした。村の方たちとは協議されてできあがった計画なのでしょうが、私たちにとっては、自分の住むまちが、どんなふうになるのか、どんな影響を受けるのかは大問題です。改めて、事業の全容、採算性など説明するよう求めましたが、納得のいく説明は受けられませんでした。納得のいく説明があるまで、工事には入らないように市に申し入れました。ブルドーザーが入る前に、残せることを確保したい思いで、説明会が開かれるまでは、工事に入らないでと、工事業者をお願いする毎日が続きました。

箕面市に対しては、村の人たちと話し合う機会をもうけて欲しいと頼んだのですが、相手にされませんでした。緑地を確保するには、村の人たちの協力がなければできないと考えたのですが、市にとって私たちは単なる邪魔者でしかないという対応でした。

そのうち、工事業者の飛鳥建設が、工事妨害禁止仮処分で「小野原西開発を考える会」代表である私を訴えました。箕面市が補助参加、つまり市民を訴えることで、裁判が成立しましたが、裁判長の取り計らいで、箕面市と私たちの間で話し合いを持つ機会が与えられ、その結果、私たちの申し

立てた「里山保全公害調停」を市が受けることになりました。9ヶ月に及ぶ調停の結果、「春日神社周辺のヒメボタル生息地に配慮する形での事業変更をするように」との調停案が出たのですが、梶田市長は拒絶されました。

一方、先の工事妨害禁止仮処分の裁判のなかで、「財産区」の存在が明らかになりました。「財産区」の土地の処遇については、移り住んできた私たち住民にも、もの言える権利がある、というので、緑を残すことにつながると期待を寄せました。市との話し合いのなかで、財産区の土地の所在地と面積を明らかにするよう求めていたところ、突如、財産区の土地は存在しない、との回答があり、法務局には、「錯誤」として財産区の名義が抹消され、村の人2名の名義に書き換えられていました。そこで、住民監査請求が出され、監査委員からは、財産区の名義を回復するよう、梶田市長に勧告が出されました。その後、梶田市長は、財産区ではなく共有入会地だとの調査書をもとに勧告を拒否されたので、住民訴訟にいたった次第です。

「小野原西開発を考える会」が村の共有地を自分たちのものだと言い出した、という誤った情報をもとに、口出しされては困る、財産区ではなかったことにしよう、ということになったのだろうと推測していました。実際に裁判のなかでも市側弁護士が、そうであったと明言されました。

もともと財産区の土地を新しい墓地に集約する計画を立てたのは、箕面市の責任ですから、それを認めたくて、墓地以外の財産区の土地については、緑で残す方策を考えることされたのなら、財産区をめぐる裁判は避けられたものと思っています。

財産区というのは箕面市には120筆あり、過去に財産区の土地を売却した地域で、箕面市財産区管理要綱により、処分した収入の4割が地元住民に、市の一般会計に2割、残り4割は、将来の地域の公共の用に供されるという規定があり、それは、特別会計「財産区」として、地域ごとにプールされています。そして、その総額は現在21億円にのぼっています。

村の方たちが財産区ではなく、村の共有入会地だと言ってこられたときに、財産区そのものについて説明し、その処分の割合、また私たちが決して土地をほしがっているのではなく、緑地で残せる部分をふやしてほしいと願っているだけだと伝えていただければ済むことだったのに、と思います。市は、財産区の名義を抹消することで、旧村と新住民の対立関係をつくる結果になったことを反省していただきたいものと思います。

財産区名義抹消から起こった裁判は、原告住民の勝訴でしたが、梶田市長が専決で控訴され、市長選を経て、新しく市長となられた藤沢氏が控訴を取り下げ、先の判決が確定しました。これにより、藤沢市長には、財産区名義回復の義務が生じたのですが、事態は一向に進展せず、その間も工事は着々とすすみ、私たちは、いたたまれなくなって、議会に対し、「春日神社の鎮守の森を守るための請願」も提出したのですが、反対多数で採択されませんでした。

最後の手段として、財産区の土地であるという判決が確定していることを受けて、財産区の土地を不法に占拠している2名と、それを許している藤沢市長に対して、損害賠償請求の裁判を起こしました。ここで、裁判長からの提案もあり、箕面市から和解の申し出があり、双方で協議の結果、今回の和解案が出たのです。

一方で、20年以上も前に、まちびらきした小野原東地区には公共施設と呼べるようなものがなく、住民からは、図書館、公民館等の建設要望が出されていて、市も誘致先を考慮しているところでした。財産区に関しての新旧住民の話し合いの場もかねて、「小野原のまちづくりを考える会」が市によって提供され、新旧自治会の代表の方たちが集まって論議されていたなかで、春日神社の南に施設用地を確保し、その隣接地に墓地以外の財産区の土地を配置する計画ができ、それが今回の和解案となったものです。

今回の和解にいたるまでには、市の職員の方々の尽力、また新旧住民の調整にあたってくださった自治会長の方々の努力があったわけで、このことには感謝しております。私たちは、緑がよみがえることが実現されれば、潤いある町として魅力を増すであろうし、また、住民運動の成果を得たものと、ありがたく受け止めています。

これまでの物心両面のご支援、ありがとうございました。

小野原西開発を考える会・会員一同